

第7回 自治基本条例策定チーム会議

■日時

平成26年1月28日（火）19：00～@高森町役場3F 中会議室

■出席者：5/10名

■議事内容

(19：05)

- 1.あいさつ
- 2.資料の説明及びディスカッション

■資料の説明

- ・資料1（A3 縦4ページ）
前回の資料2。左側に条例たたき台、左側にそれについての課題などをまとめたもの。
- ・資料2（A4 縦6ページ）
上記資料1の論点をまとめたもの。
- ・資料3（A4 横6ページ）
資料2の論点に合わせて、先行自治体の条例を比較したもの。

■町民の定義

「町内に住所を有する者（以下「町民」という。）、町内の事業所若しくは事務所に勤務する者、町内の学校に在学する者、町内に不動産を所有する者又は町内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者」とします。」

Y 委員：住民票のある人はそれで定義付け。それ以外の方は別に定義付け。そういった方法がよいのでは。駒ヶ根市のように細くしたほうが整理しやすいのでは。

M2 委員：「町民と町民等の人たちの仕分けは？」

Y 委員：「町民」は住民票があるひと、「町民等」は町に関わっている人を包含して述べている。

M 委員：1つの区分けとして住民票の有無があると思う。

清水：条文の項目によって主語が変わる可能性がある。ある条文では「町民は…」
「町民等は…」

Y 委員：町民という言葉でくくってしまうと訳がわからなくなってしまうのではないか？

M2 委員：自治基本条例を誰のために定めるのかももう一度確認が必要ではないか？

最初から対象をくくってしまっているのか？

Y 委員：その点は条例の作り方で対処できると思う。最初から大きくりにしてしまふと、個々の役割が見えにくくなるのではないかと？

K 委員：町民等の「等」とは？

Y 委員：住民票がある町民に通勤者・通学者・不動産所有者まで含めたもの。

中塚室長：町内に不動産を所有する人は町民に含むか？

K 委員：含まないと思うが…

M2 委員：土地だけ持っている人も今回の条例の対象に含めるべきではないか？
(周辺環境与える影響、例えば土地の管理※草刈りなど、きちんと管理をしない人もいる) 過去に土地所有だけで住民税をとられた経緯あり (※家屋敷課税と言われ、住民票がなくても住居があればその地域に住民税の均等割分の納税義務が発生する)

【参考】(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によつて、第五号の者に対しては法人税割額によつて課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設 (以下この節において「寮等」という。) を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

五 法人課税信託 (法人税法第二条第二十九号の二 に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。) の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

中塚室長：土地のみ所有者にも責務がありそう。では権利はあるか？

Y 委員：土地を持っているということは当然として発言する権利もある。税金を納めているから。

K2 委員：他の条例の中で所有のみのものにどういった権利を持たせているか確認する必要あり。また団体という言葉が北九州市では出てくるが、どうか？それも調べる必要あり。

清水：今後の議論によっては、また定義の部分を振り返る必要があるだろう。

→今後の議論によって「住民票がある町民」、そして「通勤者・通学者まで含めた住民、不動産所有者」まで含めた住民、というくくりは意識して進めていく。その際に、再度定義を検討する。

■町の定義

町の公的機関（議会、町長の執行機関、委員会、委員及び附属機関）をいう（ニセコ町を参考）。現時点で、たたき台もこれを採用している。このたたき台では「町は」という表現が出てくるが、これはまさに町の公的機関を指している。

Y 委員：議論の余地、ないと思う。ただし、議会と町の執行機関を並列でとらえるのはおかしい。

中塚室長：領域的なものは一旦置いておく。

M 委員：歴史文化遺産なども含まれるのではないかと？条例は「人」に対して定めるから一旦離れて考えて良いかも。

K2 委員：町には議会を含む？例えば地域調整役は町も議会も行うのか？議会との調整は必要。

→基本的には皆さん合意。あとは、もう少し詳細に「町」の定義をつめ、事務局が案を示す。

■コミュニティの定義

「高森町のコミュニティは、自治組織等の地縁による団体をはじめ、NPO 法人や公共的課題解決に取り組む各種まちづくり団体その他これらに類する団体をいいます。」

Y 委員：コミュニティという言葉も使わない方が良い。本来コミュニティが包含する者は幅広く（趣味の集まりや政治団体など）曖昧であるから。

M2 委員：ニセコ町がものすごく幅広い意味でコミュニティを定義している。

中塚室長：ここでコミュニティを定義するのは後で役割が出てくるから。

M2 委員：今の案は北九州のものに最も近い。

K 委員：コミュニティ耳あたりが良いが反面ぼやけてしまう気がする。

Y 委員：地縁でつながる自治組織、そして志縁でつながるその他の団体と分けた方がわかりやすいのではないかと。

K2 委員：個人的にはニセコの表現がしっくりくるような気がする

ニセコ町まちづくり基本条例

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

【解説】

○「コミュニティ」を定義したことについて

本条では、一般に広く使われる「コミュニティ」をニセコの風土や思いなどから独自に定義した。この定義にあたっては、広く一般的な定義をするのか、ニセコのまちづくりを具体的にイメージした定義をするのかという点につき議論を重ね、後者を選択している。ただ、広い定義をするが、反社会的な「コミュニティ」まで含まないように、まちづくりに貢献するコミュニティを前提とした。

○ニセコが考える「コミュニティ」とは

本条で規定する「コミュニティ」は、旧来の自治会（町内会）組織などの地縁団体のみを指すもの

ではない。ボランティアなどの目的団体から企業などの営利団体まで広く含めている。更に、わたしたち町民相互の日常のコミュニケーションもひとつの「コミュニティ」として広く捉え、「つながり」という言葉で多様なコミュニティ（コミュニケーション）の重要性や可能性を表現している。

（コミュニティにおける町民の役割）

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。

【解説】

- コミュニティについてのわたしたち町民の努力義務はとは何か、コミュニティとはどうあるべきかということの規定した。
- 「担い手となりうる」という表現は、担い手とならないコミュニティ（反社会的、暴力的集団など）も想定されるため、あえて条文化している。
- 「守り、育てる」という表現は、わたしたち町民が互いに尊重し合い、少しでも人と人とのかわりを持つようなまちづくりを進めるという意味を持つ。

Y 委員：自治組織とそうでない組織を区別することによって自治組織の役割がより明確になる。

M2 委員：自治組織だけをクローズアップさせることはいかがなものか？

K2 委員：この条例で自治組織をどう定めるかによってくる。

Y 委員：自治組織とその他の団体は全く運営や性格が違うのではないか？

M2 委員：性格全く違うことを前提に、それぞれの個性を生かすことで、これまでのまちパワでは話されてきた。

Y 委員：後の条項で役割を表現するのであれば、出てくる言葉をここでしっかり定義付けしておくべきでは？

K2 委員：目的は「住民福祉の向上」。その担い手の一つとしてみんなで一緒に協力していきましょう、育てていきましょう、くらしいスタンスはどうか。また、本条例によってその他の条例も見直しがかかってくる。

→自治組織とその他の団体を分ける議論は決着せず。ただし、それらの団体について町民と一緒に協力していく、育てていくという点は一致（コミュニティの目的や役割の項目にて検討する必要あり）。

■地域経営の定義

「高森町の地域経営は行政や議会だけが行うものでなく、町民ひとりひとりを始め、自治組織・NPO・各種まちづくり団体などのコミュニティそして民間企業などが、それぞれの強みを活かし補完しあう中で、相互につながりあい、住民の福祉（住民の安心・安全・幸せ）の増進を目指すものと位置付けます。」

中塚室長：今まで出てきた「人」「団体」「みんな」でというイメージ。

Y 委員：「地域経営」という言葉。5年、10年とたったときに浸透している言葉だろうか？

中塚室長：「まちづくり」も分かりづらいという意見もまちパワ委員会に出ている。

Y 委員：「まちづくり」「地域づくり」なら、携われればわかってくる。「地域経営」のほうがイメージわきにくい。

K 委員：新たなムーブメントを起こすという意味では「地域経営」はありかも。

M 委員：「まちづくり」は今までの浸透してきたことを考えると使いやすい。

M2 委員：経営とはなんぞやことをしっかり伝わればよいが…経営＝利潤追求と捉えている人に、そうではないということを納得させるのは非常に苦勞するだろう。ただし経営という手法が「より成果を出さなければならぬ」、そして「その成果が必ずしも利潤じゃない」ことが浸透していけば一つのきっかけになるかも。企業は、昨日と同じことをしては生きていけない。日々進化、細胞分裂を行っている。さらに、町の中では何がいけなかったのかを振り返りもないまま、いろいろ行われている事例が多く見受けられる。だからこそ「経営」という考え方は非常に重要。

K 委員：今まで一方通行だったものが相互に化学反応起こし、進化してくようなイメージが欲しい。「地域経営」という言葉が仮に当てはまらなくても別の言葉を探す努力が必要

中塚室長：経営に込められた意図は、皆が納得している点。あとは表現の問題。

→町を動かしていくことについて、行政や議会はもちろんのこと、個々人、自治組織やNPO、企業などが力を合わせて一緒にやっていくことは合意。また持続可能な地域社会を創るために経営的な理念が必要な点も合意。ただし、「地域経営」という言葉は使用することは難しい。

(20:55)「地域経営の定義」の項目終了

3.次回日程

・2/6（木）に開催。

(21:00) 終了